

件名	亀山市こどもがかがやくまち条例	議会事務局 議事調査課
----	-----------------	----------------

## 1 制定・改廃の背景と趣旨

平成元年に国際連合総会において「児童の権利に関する条約」が採択され、日本は平成6年にこれを批准しました。これにより、こどもは単に保護の対象として捉えられるだけでなく、一人の人間として尊重され、権利の主体としてその権利が保障されるべき存在であるとの考え方が、国際的にも広く共有されることとなりました。

また、国内においては、令和5年にこども基本法が施行され、全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、こどもの意見が年齢及び発達に応じて尊重され、こどもにとって最善の利益が優先して考慮される社会の実現を目指すことが明確にされました。地方公共団体においても、地域の実情に応じたこども施策を総合的に推進することが求められています。

このような国内外の動向を踏まえ、亀山市においても、こどもの権利を尊重する理念を共有するだけでなく、その保障を具体的な仕組みとして地域社会の中に位置付け、全てのこどもが安心して暮らし、自分らしく成長し、幸せを実感することができる「こどもがかがやくまち」の実現を図ることが必要です。

これらのことから、こどもを権利の主体として尊重し、その権利を保障することを通じて、こどもの居場所づくり、子育て家庭等への支援、相談体制の整備、権利侵害に対する救済その他の施策を総合的に推進し、こども一人ひとりの幸せを守り育むとともに、全ての市民が暮らしやすい地域社会の実現を図るため、この条例を制定するものです。

## 2 制定内容

- (1) 全てのこどもはかけがえのない存在であり、その権利が最大限に保障されなければならないことを明らかにするとともに、こどもが自分にとって大事なことを自ら決め、意見を言い、実行し、つまずいてもやり直すことができ、一人の人間として尊重され、生まれた環境や障がいの有無によっ

て差別されないまちの実現を目指すことを宣言します。 <前文関係>

(2) 日本国憲法、児童の権利に関する条約及びこども基本法に基づき、全てのこどもの幸せのために、こどもの自主性を尊重し、その持つ権利を保障することにより、こども施策を総合的に推進し、こどもが安心して暮らすことができる「こどもがかがやくまち」の実現を目的とすることを定めます。あわせて、この条例における「こども」、「こども施策」、「市民」、「学校等関係者」、「保護者」、「地域住民等」及び「事業者」の定義並びに、こどもを権利の主体として尊重すること、こどもにとって最善であることを第一に考えること等の基本理念を定めます。

<第1条から第3条まで関係>

(3) 児童の権利に関する条約の趣旨を踏まえ、こどもの大切な権利として、「安心して生きる権利」、「のびのびと豊かに育つ権利」、「一人ひとりが守られ尊重される権利」及び「参加する権利」を定めます。なお、各条において「主として」と規定することにより、明記された事項に限らず、こどもに保障されるべき権利を包括的に捉えるものとします。

<第4条から第8条まで関係>

(4) こどもの権利を保障するため、市、市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者のそれぞれの責務を定めます。市については、関係機関と連携し、こども施策を実施するとともに、そのために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めることとし、市民、学校等関係者、保護者、地域住民等及び事業者については、それぞれの立場に応じてこどもの育ちと権利保障を支えるよう努めるものとします。

<第9条から第14条まで関係>

(5) こどもの居場所づくり、子育て家庭等の支援、情報発信、相談体制及び権利侵害の救済について定めます。特に、こどもの権利の侵害を受けたこどもに対する迅速かつ適切な救済を図るとともに、心身の回復を支援するため、亀山市こどもの権利救済委員会を設置することとし、必要な調査又は調整を行い、こどもの権利に関する重要な事項について、市に建議することができることとします。 <第15条から第20条まで関係>

(6) こどもの権利の保障を総合的かつ計画的に図るための基本計画を策定するものとし、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画をこれに位置付けます。市は基本計画の推進状況を毎年議会へ報告し、議会はその推進状況を監視し、及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとし、また、市はこども施策を総合的に企画し、調整し、及び実施するために推進体制の整備に努めるものとし、

＜第21条及び第22条関係＞

(7) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 ＜第23条関係＞

### 3 その他

施行日は、令和8年7月1日とします。ただし、第20条の規定については、条例の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものとし、